

福岡県内の全ての企業・団体の皆様へ

はじめてみませんか？ フードバンク活動 フードドライブ活動



～「もったいない」を「ありがとう」へ～



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2 飢餓を
ゼロに



4 質の高い教育を
みんなに



12 つくる責任
つかう責任



17 パートナーシップで
目標を達成しよう



はじめに

国内の食品ロス(また食べられるのに捨てられてしまう食品)の発生量は、年間約522万トン(令和2年度)と推計され、これは国民一人あたりに換算すると、毎日お茶碗約1杯分のご飯が捨てられていることとなります。

また、これは、世界中の飢餓に苦しむ人たちへの食料援助量の約1.2倍もの量にあたります。

こうした中、福岡県では、平成28年度から県民運動として食品ロス削減に取り組んでおり、令和4年3月には、「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、食品ロスの更なる削減を図っています。

この計画では、今後推進していく取組として、フードバンク活動・フードドライブ活動の普及促進を掲げています。

本パンフレットをきっかけに、県内の企業・団体の皆様が積極的に活動に参加していただくことにより、食品ロスを削減し、食品を必要とする方々を支援する活動の輪が県内で広がることを期待しています。

●食品ロス削減とSDGs

・2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標SDGsにおいて、食糧の損失・廃棄の削減が目標に設定されています。

・目標12において「2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる」こと等が掲げられています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



フードバンク活動

(1) フードバンク活動とは

食品関連事業者において、製造中に発生した印字ミスや規格外品、輸送中の破損等の様々な理由により販売できなくなった食品をフードバンク団体へ提供し、フードバンク団体から子ども食堂や福祉施設等を通じて、食品を必要とする方々へ無償で譲渡する活動です。

近年は、**食品関連事業者はもちろんのこと、様々な業種の企業や団体からも災害備蓄品が提供される**等、フードバンク活動に参加する企業の数や提供される食品の量は年々増加しています。

フードバンク活動は、食品ロスを削減するだけでなく、食品を必要とする方々の支援にもつながる社会的に大変意義のある活動です。



●福岡県内のフードバンク団体

福岡県が把握している県内のフードバンク団体は以下の10団体です。(令和5年3月時点)
フードバンク団体によって、取り扱う食品の種類や食品の譲渡先が異なる場合がありますので、詳細は各フードバンク団体のホームページをご覧ください。

また、県内には、食品を提供する企業等とフードバンク団体間の調整役を担うことを目的に県が設立を支援した(一社)福岡県フードバンク協議会があります。

協議会は、企業等からの食品提供の窓口となり、各フードバンク団体へ食品を分配する等、フードバンク団体の支援を行っています。

[フードバンク団体を支援する組織]

- ・一般社団法人福岡県フードバンク協議会(古賀市)

[フードバンク団体]

- ・認定NPO法人フードバンク北九州ライフアゲイン(北九州市)
- ・NPO法人フードバンク福岡(福岡市)
- ・ふくおか筑紫フードバンク(事務局:認定NPO法人チャイルドケアセンター)(大野城市)
- ・フードバンク糸島Happiness(糸島市)
- ・一般社団法人FBQフードバンク大牟田(大牟田市)
- ・フードバンクありあけ(大牟田市)
- ・フードバンクくるめ(久留米市)
- ・NPO法人ふれあいフードバンク飯塚(飯塚市)
- ・NPO法人フードバンク飯塚(飯塚市)
- ・フードバンクちくほう(事務局:NPO法人スカイラボサポートセンター)(田川市)



↑各団体のホームページは
こちらから

● フードバンク活動を行うメリット

①SDGsの推進

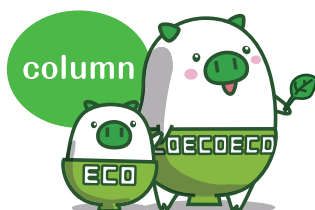
食品ロスの削減や食品を必要とする方々を支援するフードバンク活動は、SDGsの達成につながります。

②廃棄コストの削減

食品を廃棄する場合、処理費がかかりますが、フードバンク団体へ食品を提供することで、これらの費用や手間を削減することができます。また、廃棄物が減ることにより、CO²の削減にもつながります。

③税制上の取扱い

フードバンク団体への食品の提供が、実質的に会社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を提供時の損金の額に算入できます。



税制上の取扱いに関するQ&A

(農林水産省ホームページより)

※税制上の取扱いに関する詳細については、10ページの農林水産省または国税庁のホームページをご覧ください。お近くの税務署までお問合せください。

Q

当社は、フードバンク活動を行う団体に対して、食品を提供することを検討しています。フードバンクへの食品の提供に要する費用は、その提供時の損金の額に算入して差し支えありませんか？



A

フードバンクへの食品の提供が、実質的に貴社の商品廃棄として行われるものであれば、その提供に要する費用を、提供時の損金の額に算入して差し支えありません。

(理由)

一般的に、法人が資産(食品等)を寄附した場合には、その寄附は一般の寄附金として一定の限度額までしか損金算入することができません。しかしながら、下記(①及び②)の事実関係が認められる場合は寄附金以外の費用として取り扱うことができます。

① 貴社の社内ルール等に基づいた商品廃棄処理の一環で行われる取引であること。

② 貴社とフードバンクとの合意書に、提供した食品の転売等の禁止や、その食品の取扱いに関する情報の記録及び保存、結果報告のルールを定めており、提供した食品が目的外に使用されないことが担保されていること。

※貴社が提供した食品の内容や提供量分かる受取書等をフードバンクから受領する必要があります。

※上記のケース以外にも、貴社の広告宣伝のために食品を提供する場合には、その提供に要する費用は広告宣伝費として損金の額に算入することができます。

Q

「提供に要する費用」とはどのようなものを指すのでしょうか？



A

提供に要する費用とは「提供した食品の帳簿価額」のことを指します。食品の引取費用(配送費等)を企業が負担している場合は、これらの費用も含まれます。

(2) フードバンク活動実施の流れ

① 提供食品の情報の把握

提供する食品の種類や量、賞味期限、アレルギー表示等について事前に把握・整理しておきましょう。

賞味期限または消費期限が過ぎた食品や破損等により食品衛生上の問題がある食品は譲渡の対象外となりますので注意してください。



② 食品を引き渡すフードバンク団体の選定

2ページ掲載の県が把握しているフードバンク団体一覧を参考に、各フードバンク団体と事前協議の上、食品の引き渡し先となるフードバンク団体を選定してください。

もしくは、(一社)福岡県フードバンク協議会と事前協議の上、同協議会を引渡し先としてください。



③ 合意書又は契約書の作成

食品の提供先となるフードバンク側と提供する食品の種類や量、その配送方法等について協議を行うほか、責任の所在や転売の禁止等について定めた合意書又は契約書を取り交わし、双方で保管してください。

※福岡県では、平成29年にフードバンク団体向けの「フードバンク活動ガイドライン」を策定し、この中で合意書の例を示しています。



④ 食品の提供

フードバンク側とあらかじめ協議した内容に基づき、食品を提供してください。

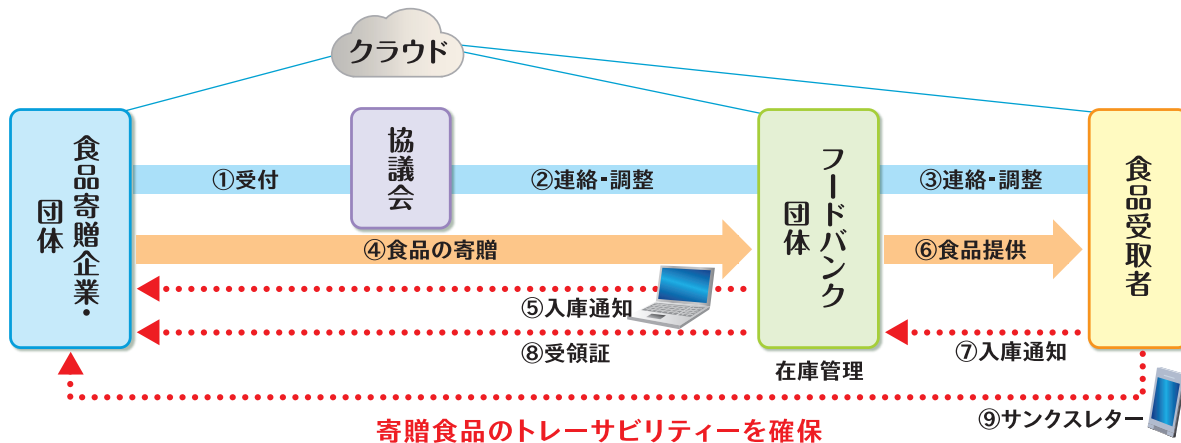
また、食品の提供にあたっては、食品の種類や量、アレルギー情報、受渡日時・場所・方法等の情報を記録の上、保管し、フードバンク側からの求めに応じて開示してください。



③フードバンク活動支援システムの構築

フードバンク団体の労力軽減や団体間の情報共有等を目的とした食品管理の電算ネットワークシステムを(公財)福岡県リサイクル総合研究事業化センターが開発し、令和2年12月から(一社)福岡県フードバンク協議会において運用が開始されました。

本システムによって、提供した食品がフードバンク団体から子ども食堂や福祉施設等に渡るまでの流れが見える化され、トレーサビリティが確保されることにより、フードバンク活動への信頼向上につながります。



④新規に食品を提供する企業等への輸送支援

【概要】

企業等が新規にフードバンク団体へ食品を提供する際の課題の一つとして「食品の輸送」があることから、企業等がフードバンク活動に参加しやすくなるよう、県が食品の輸送を支援します。

【対象】

新規にフードバンク活動に参加し、配送業者等を活用してフードバンク団体等に食品を無償提供しようとする企業等が対象です。一定の要件を満たせば、1回あたり上限8万円として最大2回まで活用可能です。

⑤継続的に食品を提供する企業等へのフードバンク協力証の贈呈

企業等に積極的に活動に参加してもらえるよう、継続的(※)に食品を提供する企業等や金銭的寄付を行う企業等へ「フードバンク協力証」を贈呈します。

※令和4年度の場合

「令和4年度に2回以上」又は

「令和3年度に1回以上かつ令和4年度に1回以上」

※④⑤の支援は、(一社)福岡県フードバンク協議会に委託して実施していますので、活用を希望する場合は、同協議会までお問合せください。



フードドライブ活動

(1) フードドライブ活動とは

スーパーや公共施設、企業等の中に食品回収ボックスを設置し、利用者(客)や従業員の皆さまがご家庭で余った食品を持ち寄って寄付する活動です。集まった食品はフードバンク団体を経由する等して、子ども食堂や福祉施設等を通じて、食品を必要とする方々へ譲渡されます。

フードバンク活動が企業や団体が保有する食品を提供するのに対して、フードドライブ活動は各個人がご家庭で余った食品を提供する点が異なります。



● フードドライブ活動を行うメリット

・SDGsの推進

フードバンク活動と同様、フードドライブ活動も食品ロスの削減や食品を必要とする方々を支援する活動であることから、SDGsの達成につながります。

また、フードドライブ活動は個人単位で参加できることから、一人一人のSDGsに対する意識の向上にもつながります。

(2) フードドライブ活動の実施パターン

フードドライブの実施パターンとして、主に以下のとおり大別されます。

回収場所及び食品提供者	①スーパーや商業施設、自治体等の施設に回収ボックスを設置し、主に施設利用者(客、来庁者等)が食品を提供 ②企業や団体等の職場に設置し、主に従業員や職員が食品を提供
実施頻度	①常時実施(施設等の休業日除く) ②定期的実施(毎月第2月曜日の週等) ③単発的实施(〇〇環境フェスタ等のイベント日等)
回収した食品の流れ	① → (フードバンク団体・社会福祉協議会) → (子ども食堂、福祉施設等) ② → (子ども食堂、福祉施設等(フードバンク団体等を経由しない)) ※県内では、①の割合が多くを占めています。 ※①の場合、フードバンクまでの食品の運搬にあたっては、フードバンク側の負担軽減のため、フードドライブ実施者側が運搬を担うことが望ましいとの声があります。

(3)フードドライブ活動実施の流れ

※以下の手順は、フードバンク団体を経由して子ども食堂等へ食品提供することを想定していますが、フードバンク団体を経由せずにフードドライブ実施者自らが直接子ども食堂や福祉施設等へ食品を提供する場合もあります。

①食品を引き渡すフードバンク団体の選定

2ページ掲載の県が把握しているフードバンク団体一覧を参考に、各フードバンク団体と事前協議の上、食品の引き渡し先となるフードバンク団体を選定してください。

もしくは、(一社)福岡県フードバンク協議会と事前協議の上、同協議会を引渡し先としてください。

※フードバンク団体によっては、責任の所在や食品転売の禁止等について定めた合意書を作成する場合があります。



②実施場所や期間等の決定

フードバンク側と協議の上、フードドライブを実施する場所や期間、集める食品の種類、食品の引き渡し方法等を決定してください。



③周知・広報

食品を少しでも多く集めるには、周知・広報が非常に重要です。

一人でも多くの方に活動を知ってもらえるよう積極的に周知・広報を行いましょう。

POINT!

- 周知・広報の手法として、ホームページやSNSへの掲載、チラシの作成も挙げられますが、マスコミの活用も非常に効果的です。積極的に活用しましょう。
- 自治体(県、北九州市、福岡市)でも、各ホームページで管内のフードドライブ実施情報を発信していますので、積極的に活用しましょう。
- 企業や団体等の職場において、従業員や職員から食品を集める場合、社内報等を積極的に活用しましょう。



④資材等の準備

フードドライブ当日に必要な資材(食品回収ボックス、のぼり、ポスター、机、椅子等)を準備してください。

なお、食品回収ボックスとのぼりについては、県が貸出しを行っていますので、是非ご利用ください。(数に限りがありますので、あらかじめご了承ください)



⑤フードドライブの実施

実施の際は、のぼりを置くなど人目につくように工夫しましょう。

また、実施期間中は、定期的に、ボックスが一杯になっていないか等の状況の確認をするほか、終了後のリスト化作業の負担軽減のため、集まった食品を種類ごとに仕分けすることが望ましいです。

※イベント等に併せて単発的に実施するフードドライブでは、受付を設置し、スタッフを配置している場合もあります。



⑥フードバンク団体への食品の引き渡し

回収の対象外である物が入っていないか等をチェックの上、回収した食品の種類や数量をリスト化し、このリストと併せてフードバンク側へ食品を引き渡してください。

また、食品引き渡しまでの食品の保管場所については、以下の点に留意してください。

- 直射日光に当たらないようにする
- 雨等で濡れないようにする
- 高温多湿にならないようにする
- 動物や虫が入らないようにする

POINT!

フードドライブの取組がより広がるよう、実施結果についてはホームページやSNS等を通じて積極的にPRしましょう。

また、食品の引き渡しの際に、贈呈式などといった場を設けることで、実施結果をより効果的にPRできます。

(4)回収する食品の例

下記は、一般的な例ですので、実際にフードドライブを実施する際は、食品の提供先となるフードバンク団体やこども食堂、福祉施設等と協議の上、決定してください。

回収する食品の例

- 未開封のもの
- 賞味期限が1か月以上残っているもの
- 常温保存が可能なもの
- 破損して中身が出ていないもの

(食品の例)

- お米
- 缶詰、レトルト食品、インスタント食品
- お菓子
- 飲料
- のり、ふりかけ
- 調味料 など



回収しない食品の例

- 開封されているもの
- 賞味期限が1か月を切っているもの
- 野菜、果物、肉、魚介類などの生鮮食品
- 冷蔵・冷凍食品
- アルコール(みりん、料理酒などの調味料は除く) など



(5) フードドライブ活動に関する福岡県の取組

① フードドライブ開催情報の発信

県民の皆様のフードドライブ活動への参加を促進するため、県内の開催情報を県ホームページで情報発信しています。(北九州市内、福岡市内の開催情報は各市のホームページで情報発信されています)

※開催情報の発信を希望する場合は、福岡県循環型社会推進課(092-643-3381)までご連絡ください。

② フードドライブ用資材の貸出し

県内の企業や団体がフードドライブ活動を積極的に実施できるよう、フードドライブ用資材(食品回収ボックスとのぼり)の貸出しを行っています。貸出しを希望する場合は、県ホームページからお申込みください。



食品回収ボックス



のぼり



←開催情報の閲覧や資材貸出の申し込みはこちらから

フードバンク・フードドライブに関する参考資料

福岡県食品ロス削減推進計画
(福岡県ホームページ)



フードバンク活動ガイドライン
(福岡県ホームページ)



フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き
(農林水産省ホームページ)



フードドライブ実施の手引き
(環境省ホームページ)



フードバンクに関する税制上の取扱い
(農林水産省ホームページ)



フードバンクに関する税制上の取扱い
(国税庁ホームページ)



フードバンク・フードドライブ活動は、
業種や規模に関わらず、
どんな企業や団体でも参加できる活動です。
食品ロスを削減するだけでなく、
食品を必要とする方々への
支援にもつながるこの活動に、
皆さんも参加してみませんか？



フードバンク活動



フードドライブ活動



提供された食品は、子ども食堂等を通じて必要とする方々へ

発行日／令和5年3月
発行元／福岡県環境部循環型社会推進課
TEL 092-643-3381
FAX 092-643-3377
Email recycle@pref.fukuoka.lg.jp
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

